

区画整理事業の流れ

調 査

- 調査の実施 …………… 地区の現況を調査し、まちづくりの進め方について検討します。
- 施行区域の決定 …………… 施行区域を都市計画で定めます。
- 測量の実施 …………… 土地等の現況を正確につかみます。



計 画

- 事業計画 …………… 事業の柱となる設計、資金計画などは県知事の認可を受け
施行規程の決定 決定します。
- 減価補償金による …………… 減価補償金に相当する資金で公共施設用地に充当するため
用地取得 の用地を先買いします。
- 審議会委員の選挙 …………… 事業の重要な事項について、みなさんの意見を反映する審議
評価員の選任 会委員を地権者のなかから選び、評価員は、審議会の同意を得て選任されます。
- 換地の設計 …………… 事業計画にもとづいて、区画整理後のみなさんの宅地（換地）
を設計します。



事 業 実 施

- 仮換地の指定 …………… 審議会の意見を聴き、換地の前提となる仮換地を指定します。
- 建物の移転 …………… 現在地から仮換地に建物を移転していただき、順次に道路や
道路や公園等の工事 公園、上下水道、電気、ガスなどの工事を行います。



事 業 終 了

- 換地処分 …………… 換地処分が行われ、みなさんの新しい権利（換地）が確定します。
- 土地・建物の登記 …………… 換地処分に伴う登記を施行者がまとめて行います。
- 清算金の徴収・交付 …………… みなさんの換地について不均衡が生じた場合には、これを
金銭で清算します。

本事業及びこのリーフレットに関するお問い合わせは下記にお願いします。